

高校公民科「公共」における「人間の尊厳」の取り扱い(1):

「人間の尊厳」をめぐる教育実践の課題と可能性を
検討するための基礎作業

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学大学院教育学領域 公開日: 2023-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鵜飼, 峻二, 藤井, 基貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002000175

高校公民科「公共」における「人間の尊厳」の取り扱い（1）

—「人間の尊厳」をめぐる教育実践の課題と可能性を検討するための

基礎作業—

On the Treatment of “Human Dignity” in the High School Civics Subject “Public”
— Groundwork for the Examination of the Challenges and Possibilities for Educational Practices on
“Human Dignity” —

鵜飼 峻二¹、藤井 基貴²

Shunji UKAI and Motoki FUJII

（令和5年11月30日受理）

ABSTRACT

The purpose of this essay is to examine the regulations, commentaries, and discussions on “human dignity” in relevant official and non-official documents (the Constitution of Japan, the Fundamental Law of Education, and the recommendations of the Science Council of Japan) as groundwork for the examination of the treatment of “human dignity” in the civics subject “Public” established in April 2022. The essay will first show how the notion of “human dignity” is significant by calling attention to its historical and philosophical context. Then, it will point out how there is an inherent conceptual conflict between the nature of this subject which follows the fundamental principles of the Japanese Constitution and its need to teach “human dignity,” insofar as this notion implies moral problems which are not only presupposed in, but also, potentially founds, positive law. Finally, the essay turns to the two recommendations to show how they address this problem.

1. はじめに

本稿の目的は、2022年4月から設置された公民科科目「公共」における「人間の尊厳」の取り扱いをめぐる、その基礎作業として「人間の尊厳」に関する公文書等（日本国憲法、教育基本法、日本学術会議の提言）での規定、解説、議論を整理・検討することにある。

現行の『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』「公民」では「2 内容」の「A 公共の扉」のなかで「ア 次のような知識を身に付けること」として「（ア）各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること」、

¹ 静岡大学教育学部・学術研究員

² 静岡大学教育学部・准教授

「(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること」と記載されている。あわせて「3 内容の取扱い」をめぐっては以下の記載もある。「人間の尊厳と生命への畏敬、自己実現と幸福などについて、古代ギリシアから近代までの思想、キリスト教、イスラーム、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、倫理的な観点を明確にして取り上げること」。ここで見て取れるのは「人間の尊厳」を知識として位置づける視点に加えて、先哲の思想などをもとに「倫理的な観点」から取り上げるという二つの視点・観点である。このことをどのように捉えていくべきかが本研究の中心的な問題関心となっている。

本稿では「人間の尊厳」に関する概念を整理検討し、これからの教育実践への示唆をえるために以下の手順で作業を進めてみたい。まず、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバマス (Jürgen Habermas) の論文「人間の尊厳というコンセプトおよび人権という現実的なユートピア」

(2010) をもとに、西洋における「人間の尊厳」の概念史及び現代的意義を確認し、日本国憲法における規定内容との関係性を検討する。その上で、「人間の尊厳」を取り扱う新科目「公共」の授業実践上の留意点について指摘する。あわせて、新科目「公共」の設置に際して積極的な発信を行った日本学術会議の提言文書から「人間の尊厳」と「公共」概念に関わる議論を抽出し、概念・法規定・実践をめぐる課題の克服に向けた手がかりを示す。これらの作業を通じて、「人間の尊厳」を取り扱う新科目「公共」の可能性と課題を明らかにする。

2. 「人間の尊厳」の再評価

新科目「公共」が設置される以前の公民科は「現代社会」「倫理」「政治経済」の3科目から構成されており、「現代社会」1科目または「倫理」と「政治経済」の2科目のいずれかが必修となっていた。これが2018年の高等学校学習指導要領の改訂にともなって、「現代社会」は廃止され、新科目「公共」が設置されることとなった。新科目「公共」については既に研究の蓄積がある一方で³、同科目における「人間の尊厳」を主題とした研究は管見の限りでは確認できなかった。

古来より「人間の尊厳」は人権と並んで、人間のもっとも根源的かつ基礎的な価値の一つとみなされてきた。ただしハーバマスによれば、それが国際法・国家の憲法等に取り入れられ、人類社会の基盤概念として注目されるようになったのは、第二次世界大戦後のこととされる(ハーバマス 2019、12)。たとえば、戦後に示された国連憲章(1945)の前文では、「基本的人権と人間の尊厳及び価値」に関する「信念」の宣言がなされており(国際連合広報センター)、世界人権宣言(1948)は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」という文言から始まる(外務省)。また、ドイツ連邦共和国基本法(1949)においては、その1条1項において「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」と記されている(畑・小森田 2018、329)。

ハーバマスによれば、かつて「尊厳」は特定の社会的身分の人々が持つ位階に含まれた価値として、また「より低次の」生物とは異なる人間の卓越した地位—ギリシア哲学・ストア派・

³ 板倉(2021)、川井(2020)、桑原(2022)、中園(2022)、藤井(2023)、村井(2019)、村井ほか(2021)、村上(2021)など。

ローマの人文主義などにおいて一を示す概念でもあった（ハーバマス 2019、35）。しかし、「今日通用しているバージョン」（同上、12）として、西洋近代哲学、具体的にはカント哲学に由来する、「人間の尊厳」にあつては、比較不可能な個人の「人格」の基底をなす概念として基礎づけられている⁴。ハーバマス自身も認めるように、20世紀後半からの「人間の尊厳」に対する関心の高まりの背景には、第二次世界大戦がもたらしたカストロフイーに対する反省があつたこともあわせて指摘しておかなければならない（同上、13）。「人間の尊厳」はいまなおアクチュアルな問題圏にあり、ハーバマスが2023年11月13日に、イスラエルによるガザ地区への軍事作戦に関する「連帯の諸原則——一つの声明——（“Principles of Solidarity. A Statement”）」を公表した際も、「ユダヤ的生（Jewish life）」には「存在する権利(right to exist)」があると指摘した上で、それをナチス時代の反省と「人間の尊厳」の問題とに結びつけて議論を展開している。このように現代社会において「人間の尊厳」は政治的判断における人間の根源的かつ基礎的な価値としても重要性を増し続けているのである。

ひるがえって日本国憲法にあつては、「人間の尊厳」という言葉は用いられていないものの、13条で「個人の尊重」が謳われ、さらに婚姻・家族に関する事項について「個人の尊厳」の規定（24条2項）がある。このことに関連して、日本国憲法第13条の「個人の尊重」がドイツ基本法1条1項の「人間の尊厳」と同じ趣旨であるか否かについては、憲法学上の議論が続けられてきたものの、今日においては両者の趣旨は同じであるとするのが一般的な解釈となっている（芦部 1994、58；土井 2017、74；宮沢 1974、213-214）。したがって、新科目「公共」も日本国憲法及び教育基本法の下で設置されていることから、「人間の尊厳」を中核原理に据えた法体系のもとにあることについては論を俟たない。なお、教育基本法については新旧法共に「人間の尊厳」への言及はないものの「個人の尊厳」への言及はなされている。

3. 法解釈上の「人間の尊厳」の論点

その一方で、「人間の尊厳」の取り扱いをめぐるのは、同概念を実定法規範のもとで解釈し、その機能を認めた場合に幾つかの留意点もある。憲法学者の押久保は「人間の尊厳」を「人権対公共の福祉」の枠組における「公共の福祉」の機能——つまり、学問の自由等を制限する機能——を担うと指摘している（押久保 2011、102）⁵。「人間」という概念に即して考えてみると、これは類概念とみなしうるため、たとえば「なぜ人間は尊厳を有するのか」、「尊厳を有する人間はいかなるものか」などの問いから一般的属性を組み合わせた場合、抽象的人間像を構築することが可能となる（例：政治的動物、神の似姿で創造された存在者、考える葦など）。こうした抽象的人間像を根拠として人権を制限することは、今日において生命倫理、社会福祉、ジェンダー、貧困などに関わる尊厳の棄損と保護の問題の重要な論点の一つとなっている⁶。たとえば、日本医師会は、2013年2月に「生殖補助医療の法制度化に関する日本医師会提案」を公表した際に、人の精子、卵子、受精卵の売買を禁止すべきだという主張の根拠として「人の

⁴ 尊厳概念の歴史については、加藤（2017）、長町・永井・高山（2011）、西野（2016・2021）、ローゼン（2021）を参照した。

⁵ 押久保は、「人間の尊厳」を「公共」そのものというよりも、近代以降の「公共」の不可欠な基盤として捉える方がよいとしている（押久保 2011、102）。

⁶ 石田安実は、生命医療倫理、ジェンダー、貧困などの問題を念頭に、多元的社会にふさわしい「尊厳」概念を見出すことを目的にして、主に英語圏の議論を整理している（石田 2016）。

尊厳」の侵害防止を挙げた(勝島 2018)。同提案は、「人間の尊厳」の保護のために自由を規制する「公共の福祉」の具体的な実例ともされるが、そこでは制限や禁止の基準として抽象化された「人」が前提されている。

しかしながら、抽象化された人間像を前提することは、その内容にかかわらず、そのこと自体が尊厳主体を限定することを意味する。たとえば、脳死者・死者・ヒトの受精卵・特定の属性を持つ(あるいは持たない)個人は、果たして人間とされるのか。こうした問いに向き合うとき、特定の抽象化された人間像が前提となっていることによって、その規定の外にある存在者は非人間として扱われる可能性を理論上は有している。このような法論上の問題を回避するために、押久保は少なくとも憲法解釈の観点では、特定の人間像を実体化しないことが重要であると強調する(押久保 2011、99)。というのも、抽象化された人間像を採用することは、同時にあらゆる国民がすでに自律しているかのような印象を与え、「自律した個人」という前提条件への等閑視を招く危険を伴うためでもある。このことを押久保は、「現実との一致を主張する表象であって実は現実と一致しないもの」という意味での「イデオロギー」の押しつけと呼ぶ(同上、99)。こうした考慮から、押久保は「人間の尊厳」は、厳密な4条件を満たした場合のみ規制根拠として適切だとしている(脚注参照)⁷。その上で、上記の危険を内包する「人間」を前提とした「人間の尊厳」よりも、多様性を本質とする「個性を伴う存在」を意味し、一般的人間像を示すことのできない「個人」を含む「個人の尊重」の方が、日本国憲法の中核原理として原理的価値を伴っている、と主張した(同上、101)⁸。

4. 新科目「公共」に内在する問題

4. 1. 問題の所在

また、押久保の議論のなかには「人間の尊厳」をめぐる法解釈から人権を基礎づけようとする箇所も認められる(同上、102)。しかしながら、そもそも「人間の尊厳」もまた法解釈からのみ基礎づけられるものではない。本稿では、法解釈に還元不可能な道徳的問題としての「人間の尊厳」が、人権を基礎づける可能性についても検討してみたい。たとえば、ハーバマスは、世界人権宣言の5条「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない」といった人権への訴えは「人間の尊厳」の棄損に対する憤りに活力を得ていると考察している(ハーバマス 2019、14-15)。その他にも彼は、「あまりにひどい生活水準、困窮した社会階級の周辺化、職場における女性と男性の不平等な処遇、外国人ないし文化的・言語的・宗教的・人種的な少数者に対する差別、また、伝統的な性的名誉規範という

⁷ 押久保は、「人間の尊厳」が規制根拠として適切なのは、以下の4条件を満たした場合に限られるとしている。すなわち、①制限規範としてのみ用い、②侵害される主体が特定される場合にのみ適用を限定し、③侵害の認定をいわゆる「客体定式」が明白に該当する場合に限り、④侵害が問題となる主体が人間であることが明らかな場合のみに限定する、という場合である(押久保 2011、101-102)。

⁸ 押久保の見解は、「人間の尊厳」と「個人の尊重」をめぐる法学上の論争のうちの一立場である。堂園俊彦の整理によれば、本論争には3つの立場がある。すなわち、①「個人の尊重」と「人間の尊厳」を同一と見なす立場(田口 1960)、②両者を異なるものと見なし、「個人」を構成する「個性」に独自の意義を認めない立場(ヨンバルト 1990)、③両者を異なるものと見なし、「個人」を構成する「個性」に独自の意義を認める立場(押久保 1992)である(堂園 2018)。

暴力からの解放をめざす移民家庭の若い女性が抱える苦痛、あるいは不法移民と難民申請者の乱暴きわまりない強制送還などを通じて、人権は発見されてきたと指摘する(同上、18-19)。こうした「人間の尊厳」を支える道徳的基底・倫理的基盤とその法学的規定をめぐる様相はどのように説明されうるだろうか。

ここで「人間の尊厳」に関する国内の先行研究の議論のいくつかを取り上げてみよう。たとえば、中村博雄の『カント批判哲学による「個人の尊重」(日本国憲法13条)と「平和主義」(前文)の形而上学的基礎づけ』(2008)は、日本国憲法の中核原理をカントの道徳哲学によって基礎づける試みであった。また、西野基継は『人間の尊厳と人間の生命』(2016)において、カントの道徳哲学のほかに、キリスト教思想も今日の尊厳思想に大きな影響を及ぼしていると指摘しつつ(10)、法概念としての「人間の尊厳」は、ナチス独裁の時代に対する反作用として成り立っていると述べている(12-13)⁹。牧野広義も、『人間の尊厳と個人の尊重』(2022)において、「『人間の尊厳』とは、人間の生命と人間性の否定に対する反省と抗議の表現」であると(11)。こうした議論で示唆されているのは、憲法における人権の取り扱いにおいて、すでに「人間の尊厳」に関する道徳的規範ないしは経験が前提となっているのみならず、それこそが、人権のさらなる発見や構築へと結びつくという考察である。

こうした考察を看過することなく新科目「公共」の可能性や課題を検討する場合、同科目には次のコロラリーが内在していることが明らかとなる。つまり、「公共」は日本国憲法の精神に則って、その諸原理と法体系のもとで構想された科目であることは言うまでもない。しかし、他方で「人間の尊厳」が実定法に還元不可能な道徳的問題に由来する場合、新科目「公共」で教えるべき内容は、日本国憲法の中核原理の外部(あるいは異なる位相)から、これを基礎づける契機を含むものだと(11)ということである。このことはまた、教育実践においては法制度によって規定された概念それ自体の基底を問はず契機が含まれることを含意する。このことを「公共」の授業において、どのように取り扱うべきなのか。そもそも、それは可能なのか。

こうした問いの検討に当たり、憲法の中核原理から思索を始めたとき、上述のとおり解明すべき内容がすでに前提されることとなり、探究の開始とともに、まさに探究の題材を覆い隠すことになってしまう。しかしながら、実定法外の道徳的視座から検討を始めると、学校教育を規定する法制度の根源的な課題と向き合うこととなる。このことは問題であろうか。否、このことこそが主権者教育の推進の一環として設置された新科目「公共」の新たな可能性として提起できるのではないだろうか。実際に、「人間の尊厳」の歴史は哲学的探究と不可分であり、公共もまた現代的課題に対する哲学的探究の場としての機能も有している¹⁰。したがって、「人間の尊厳」への探究は、その法学的基礎付けと道徳的基礎付けとをめぐる循環構造にあって、

⁹ 西野は、『尊厳概念の生成と構造』(2021)においても、「人間の尊厳のテーゼは、第二次世界大戦に、あの人間の基本的価値を組織的に蹂躪した全体主義体制を二度と繰り返さないために、憲法・国際法レベルではじめて規定された」としている(i)。また、やはり、「人間の尊厳」は、「法超越的契機を自らの中に含んでいる」と指摘している(iii)。

¹⁰ 一ノ瀬正樹は、「高校新科目『公共』についての哲学的覚え書き」(2019)において、新科目「公共」が取り扱う主題群に関する「両義的なゆらぎ」を詳らかにすることを通じて、本科目と哲学が結びつかざるを得ない点を確認しつつ、それ故に生じる逡巡を、哲学的視点から書き表している。一ノ瀬は、この覚え書きにおいて、「人間の尊厳」に焦点を当てているわけではない。しかし、科目「公共」に関する検討をする中で、科目の成り立ちとともに惹起せざるを得ない哲学的問題に関する追究をしているという点で、本研究の課題と共鳴するところがある。

まさに「公共」はその構造の直中に宙づりにされることで、「人間の尊厳」をめぐる市民的論判の実践的学習の場となりうるのである。だからこそ、「哲学対話」をはじめとする学習者参加型の指導法を組み込みながら、教材・授業開発を進めていく必要があるとも考えられる（藤井、2023）。

4. 2. 教育的価値としての「公共の精神」をめぐって

ここでもう一度新科目「公共」の設置の経緯をさかのぼってみよう。現行の教育基本法（2006年施行）は、改訂にあたって教育的価値として「公共の精神」の理念を強調し、これを規定した。ここでいう「公共」概念は「人間の尊厳」との関わりにおいて、法解釈だけでなく、哲学的洞察からも整理しておく必要がある。

このことに関連して『コンメンタール教育基本法』（2021）において、教育法学者の市川須美子は「そもそも、日本国憲法の精神に則った教育においては、個人の尊厳の尊重を基調とした人格の完成を目的とした教育以外は存立し得ないはずである」と指摘している。（16）。その一方で、「公共の精神」について政府解釈は次のように示されている。

〔「公共の精神」とは〕国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという精神を言うわけでございます。これまで日本人は、国や社会はだれかがつくってくれるとの意識が強かったわけでありますが、これからは、社会全体のために行動するという公共の精神をたつとぶ人間を教育によってはぐくむ必要がある旨を前文に掲げたものと理解いたしております（164 衆教基法特委平 18・6・5〔小坂文科大臣〕）。（同上、15）

上記に則った場合、「国や社会の問題を自分自身の問題として考え」、「社会全体のために行動する」ことこそが「公共の精神」を持つ「自律した個人」という解釈が可能となる。これに対して、市川は「個人と国家との緊張関係を前提にした基本姿勢」の「棚上げもしくは裏口からの否定に他ならない」という評価を示している（同上、16）。また、市川は「個人の尊重」の原理的意義を指摘する際、第二次世界大戦の反省についてもあわせて言及した（同上、15-16）。こうした議論と同様に、法制度による規定と法制度の基底となる道徳・倫理をめぐる教育上の議論は、国家と個人の在り方をめぐる議論へと発展し、まさに現代における「承認をめぐる闘争」論議の疑似体験の場ともなりうる。

他方で、「公共の精神」は、学校教育を通じて社会規範として積極的に伝達される必要があるということも正当である。牧野が指摘するように、日本国憲法における国民は国家の主権者であり国家に参加する主体であることを鑑みれば、13条のいう「個人の尊重」は、そもそも「個人と国家との対抗関係」を示す主張ではないという解釈も考慮されなければならない（牧野 2022、17）。関連して、丹羽徹は「公共の精神」に関して、憲法の個人主義からすれば、それが「『公共』的なるものを『私』的なるものに常に優先」させることを意味しているという解釈は不可能だとも指摘している（丹羽 2015、14）。「公共の精神」の積極的解釈としては、杉原誠四郎も民主主義国家においては個人の利益を守り拡大することが行動の原理となっているため、「公共の精神」がなければ一致した結論に至ることが原理的に不可能であると述べている（杉原 2011、196）。

また、「公共」概念については、法解釈とは異なった哲学的洞察からも検討される必要があ

る。たとえば、哲学者の加藤泰史はカント哲学を紐解いて、「人間の尊厳」と「公共」概念を結びつけて、次のように主張している。「公共」とは、国家の実定法を自明視した上でその規制の許容範囲内で開かれる空間ではなく、国家の実定法をすらも批判に晒す「制度の制度化」—制度化された国家の実定法とは異なる位相の道徳に由来する、それまで排除されてきた他者を包摂しようとする制度化—の空間である、と(加藤 2019)。すなわち、加藤においては、「公共」概念は「人間の尊厳」が棄損された他者を発見し包摂するための、国家の実定法との緊張関係を保ちつつその範囲内で開かれるべき空間をめぐる問題なのである¹¹。

それでは、新科目「公共」の設置過程において、「人間の尊厳」と「公共」概念については、いかなる理解が示されてきたのであろうか。実際のところ、本科目は上記の緊張関係が解消されないまま内在しているのみならず、「人間の尊厳」に関する探究が人権をも基礎づける道徳的問題と連動しうるため、科目の設置過程やその内容を精査したところで、本稿の指摘する問題の解決を期待することは困難である。また、そもそもカント哲学に依拠した法学が存在している点などを踏まえると、実定法とその「外部」という区別自体に曖昧さが残っている点も本稿の課題となる。しかしながら、少なくとも、学校教育における実践上の課題に限定した上で、本科目の内容に対して、いかなる応答を試みるかについて検討を重ねることで、憲法の中核原理でありながら、それに留まらない広がりを持つ「人間の尊厳」および「公共」概念を題材とした教育実践の見通しを立てることはできるのではないだろうか。以下では、新科目「公共」の設置にあたり積極的な発信を行った日本学術会議の提言をとりあげて、「人間の尊厳」と「公共」に関する議論を抽出し、教育実践に向けた可能性と課題を検討してみたい。

5. 日本学術会議による「公共」に関する提言

5. 1. 「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」の概略

新科目「公共」の設置に関する日本学術会議の提言は二つある。第一は、心理学・教育学委員会の「市民性の涵養という視点からの高校の社会科学教育の在り方を考える分科会」による提言「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」(2016年5月16日)である。本提言は、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法の成立を契機に高等学校における政治教育を再定位するための内容となっている。本提言によれば、これまでの日本の高等学校では、教育基本法第14条が謳う政治教育が形骸化してきた。その要因として提言が挙げているのは、いわゆる「教育二法」(教育公務員特例法改正と、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法制定)による公立学校教員の政治的行為の禁止や、学生運動の高揚への対応として文部省初等中等教育長通達として出された「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(1969年通達)による高校生の政治活動の禁止などである(2)。

同提言によれば、選挙権年齢の変更に伴って2015年10月29日に文部科学省によって出された「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」において、政治教育に関して「具体的かつ実践的な指導を行うこと」が推奨されることとなり、「高校での政治教育を活性化させる可能性」が拓かれるところとなった(同上、ii)。

¹¹ 「公共性」に関する近年の言説と概念をめぐる諸相の整理については、齋藤純一の『公共性』(2000)が詳しい。

これを受けて同提言は、市民性の涵養のためのカリキュラム構築に向けて、「政治的リテラシー」を養う市民性教育と、高等学校公民科における新科目の必修での設置が鍵となると指摘している¹²。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の「高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム」の資料によれば、本課題に関わる実態は次の通りである。「高校生・若者」は、④積極的に社会参加する意欲が国際的に見て低く、⑤理念や概念の理解、情報活用能力が十分身につけていない反面、③政治や経済の仕組み、働く意義等を学ぶことへの関心は高い（「平成 27 年 12 月 7 日教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ—資料 8-1—」〔公民教育部分〕2015、2）。あわせて同資料では、公民科教育の現状として、課題解決型の学習を取り入れた授業を行っている、あるいは調べたことを発表させる活動を取り入れた授業を行っている教員は少ないと報告している（同上、2）。こうした現状に対して、日本学術会議による第一の提言では、以下の具体的な提案を示している。

まず、「アクティブ・ラーニング」によるリテラシー養成型のカリキュラム構築と、他教科及び「特別活動」と「総合的な学習の時間」との連携である（「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」2016、5）¹³。次は、18歳選挙権を踏まえた政治的主体の育成をコアとし、「多様性に関わった関係」としての「公共性」を捉えるために、次の5分野を重視すべきだというものである（同上、5）。すなわち、「社会を構成する人々の多様性に気づかせる視点」としての①「多文化共生」と②「セクシュアリティの多様性とジェンダー平等」、「公共性の空間的範囲が日本社会に閉じられたものではないことに気づかせる視点」としての③「東アジアのなかの日本」、「それらを踏まえて政治的主体が決定を行なう際に注意すべき視点」としての④「立憲主義と民主政治」、最後に、「そのような主体に求められる」⑤「哲学・倫理的素養」である（同上、iii）。

5. 2. 「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言—」の概略

第二に出された提言は、日本学術会議の政治学委員会による「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言—」（2017年2月3日）である。同提言も、選挙権年齢の18歳以上への引き下げに際して、従来とは異なる政治教育の在り方の必要性を説いている。その背景として挙げられているのは、いわゆる55年体制が続く中で、教育における「政治的中立性」がイデオロギー性を帯びるようになり、リアルな政治学習がおざなりにされてきたという指摘である(ii)。「公民」教育の必要性は、日本においても、1920年代から議論されていたとしつつも、同提言によれば、日本には政治秩序の上位者を意味する「オオヤケ」としての「公」の伝統的な発想が残り続けているため、開かれた言語空間を意味する「公共性 (public)」に関わる

¹² 本提言の内容は、「大学教育の分野別質保証の在り方について」（2010年7月22日）の指摘する、「行き過ぎた専門主義の傾向が、民主主義社会を支える人々の共通の価値基盤を崩すおそれ」があるという危惧に対する応答という側面がある（「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」2016、1）。

¹³ 本提言は、中央教育審議会の2014年答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」（2014年12月22日）における、高等学校における「アクティブ・ラーニング」の充実などによる汎用的能力の育成を図る目的に沿っているとされている（「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」2016、5）。

教育が十分になされてきたとは言えないとされる (同上、1)。

こうした整理に基づいて、同提言は「良識ある公民として必要な政治的素養」を、「民主主義の担い手として主体的に政治に参加する『市民』にとって不可欠な政治的思考力・判断力・表現力に結びつけて育てる市民教育や多様性の『承認』、社会的包摂にも力点をおく市民・シティズンシップ教育」とする必要性を指摘している (同上、1)。新科目「公共」に関しては、そこで期待される批判的思考として、「政治知識」「知的スキル」「政治参加スキル」を挙げている。「政治知識」は、「統治機構や政治制度、政治過程に関する基本的な知識の獲得を意味し、それを通じて形成した概念を『事実』の理解や認識につなげる力、政治的な行動を有効にするに足る知識」を指す。「知的スキル」は、「知識を基盤にさまざまな政治現象を記述・説明・評価しうる能力、また、個人がなんらかの『事実』を主張する場合、それを説得力あるものとするために、複雑に絡み合う価値を腑分けし、その腑分けのプロセスを論理的に主張し、他者を説得する力」を指す。そして、「政治参加スキル」は、「政治的な利益や目標を実現するために、個人あるいは集団が政治的な意思決定過程に『声』を届けるために供しうる多様な資源を組織・編成する力」を指す (同上、8)。

さらに同提言は具体的に次の三つの授業提案を行っている。「教室を超える『公共』学習の促進」、「リアルな政治学習と『政治的中立性』の担保」、「トライやるデイズ (仮称) の導入」である。まず、「教室を超える『公共』学習の促進」は、「地元の公民館や図書館、駅前広場などが、そこでの経験や人との出会いによって得る知識が教室で学ぶ専門知 (知識間の体系性や順次性を重視する) と出会うトポス (場所) として重要度」が増していることを鑑み、新科目「公共」においても、「ネットを介して手に入れやすい情報とは別の英知と賢慮」を科目に埋め込む工夫の必要性を指摘している。「リアルな政治学習と『政治的中立性』の担保」は、「多様な立場・視点から教材・情報」を生徒に提供し、「一人ひとりの生徒が先入観から解き放たれるようにし、対象との距離をとって自分なりの意見や判断を持つことの意義を理解させ」、「自分の主張を自らの立場から離れた上で『理由づけ』ができるように促し、自分と他者の意見は、明日にむけ可塑的であることを実感させる作業」を行わせる必要性を指摘するものである。「トライやるデイズ (仮称) の導入」は、生徒が、「放課後や休日に、個人、あるいはグループで、例えば、地元の老人ホームや授産施設の訪問、あるいは裁判所や地方議会の見学、地域の住民対象のイベントや講演会に参加」し、その上で、「自らの問題意識を課題として定式化し、問題とその原因、解決法を検証する」能動的な体験型学習を導入する必要性を指摘するものである (同上、iii)。

5. 3. 二提言における「人間の尊厳」と「公共」

上述にまとめた両提言は、4 節で指摘した「人間の尊厳」の授業実践における可能性と課題に対して、どのように評価できるだろうか。残念ながら、両提言共に「人間の尊厳」に関する直接的な言及はなされていない。「18 歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」(2016) に関しては、義務教育終了までに市民性教育によって生徒にとって必要な「価値と性向 (values and dispositions)」として「人間の尊厳と平等の信念 (belief in human dignity and equality)」を掲げたイギリスの「クリック・レポート」¹⁴が推奨する「政治的リテラシー」をコ

¹⁴ Qualifications and Curriculum Authority, 1998, 44.

アとした新科目設置の必要性を説いているが(3-4)、提言自体は「人間の尊厳」の取り扱いを含めてはいない。とはいえ、新科目「公共」は、実定法に還元不可能であり、それを時代の変遷のなかで基礎づける道徳的問題を孕んだ生きた概念としての「人間の尊厳」に対峙する場であることに変わりはない。それでは、両提言の中から、「人間の尊厳」に関わる政治的及び道徳的問題についてはどのような言及が認められるのだろうか。

まず、両提言に共通しているのは、「公共」をめぐる諸問題の政治性が明示化されている点である¹⁵。両提言は、選挙権年齢の変更を契機に、戦後日本における政治教育の形骸化や「政治的中立」のイデオロギー性などを問題視し、高等学校における政治教育の改善を目指す内容である。これは実定法の改正を通じて「人間の尊厳」をめぐる問題を顕在化させるための文脈としても評価しうる。

ただし、21世紀の日本と地球全体を取り巻く状況においては、「公共」の政治性が持つ意味を画一的に定義できないことも事実である。とはいえ、両提言においては「公共」の多様性を理解することの重要性も示されていた。とりわけ、「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」(2016)では、「多様性に関わった関係」としての「公共性」という具体的な概念とそれに付随する5つの重点分野が提示されている。重点分野の④「立憲主義と民主政治」においては、「公共」空間というものが重層的であり、複数性を持っているという説明もなされている。つまり、「公共」の決定に関わる空間の単位というものは、国のみならず、市町村・都道府県などを含むものであり、さらに、国籍や文化の多様性、日本国を超えたグローバルな関わりが存在し、「公共」は単一の単位に収まるものではなく、複数の空間に所属するという認識が示されているのである(同上、16-17)。

「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言—」(2017)においては、「公共」の多様性に関する直接の言及はない。しかし、政党関係の流動化や若者の内実の多様性(経済格差の拡大、貧困家庭の増加、家族関係のきしみ、保護者の雇用環境の多様性などによる)に関わる言及(6)、またグローバル化で人・モノ・資本が自由に行き交う地球規模のグローバル市場主義が生み出され、歴史・社会・文化のアイデンティティの揺らぎによって国・地域を編成してきた法秩序・価値秩序・社会的包摂の論理が問いただされているという言及などから(同上、12)、同提言が、空間的に限定された「公共」概念を想定していないことが読み取れる。

当然のことながら、現代のこうした状況に置かれた政治的主体は、「公共」空間を各々の文脈に合わせて自発的に見出してゆく姿勢が不可欠となる。こうした問題意識は、「アクティブ・ラーニング」などの主体的学習の必要性への言及、「教室を越える『公共』学習の促進」、「トライやるデイズ(仮称)」を導入すべきとの提案、さらには他科目や地域との連携などを通じて教室内での知識習得とは異なる学習の在り方が必要であるとの提案からも見て取れる。

また、多様化する「公共」空間においては、異なる利害や価値観を持った人々の対立が生じることも想定される。「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」(2016)においても、「論争的問題での争点をいかに理解するか」を核心とする「政治的リテラシー」を提言のコアに据えている(4)。「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言—」

¹⁵ 小玉重夫が、『教育政治学を拓く—18歳選挙権の時代を見すえて—』(2016)の第1部「歴史—教育の再政治化—」において、戦後教育の脱政治化から再政治化に至るまでの背景を詳しく論じている。

(2017) においては、ハーバード大学社会科学プロジェクト「公的争点分析アプローチ」の意義を強調しつつ、市民教育においては「それなりに批判的・懐疑的な態度を育てる」必要性があると指摘する(17)。新科目「公共」において期待される三つの能力を「批判的思考」と呼称している点からも、批判的・懐疑的態度が必要であるとの考えが読み取れる(8)。

以上のように、両提言においては、「公共」の政治性の明示化、「公的空間」の多様性・複雑性への理解、さらに異なる利害や価値観を持った人々との対立における批判的・懐疑的態度が重要視されていることがわかる。本稿の問題設定に則して言えば、これらは「人間の尊厳」に関わる法的規定及び道徳的問題や理念的基盤を複眼的に議論に含み組みうる教育内容として評価できる。これらの提言を含めて、現行の教科書分析からさらに具体的な授業提案を行うことが今後の我々に課された課題となるだろう。

6. 総括

本稿では、新科目「公共」における「人間の尊厳」の取り扱いを明らかにするために、第二次世界大戦後における「人間の尊厳」概念の再評価の過程と日本の法制度との関わりを整理し、「公共」設置に際して具体的な提案を行った日本学術会議による二つの提言を検討した。本稿でとくに注目したのは、「人間の尊厳」に対する法制度による規定とその前提となる「人間の尊厳」概念及び道徳的基底との構造連関であり、これに起因する授業実践上の可能性及び課題についてである。すなわち、憲法の中核原理として本科目の検討を始めようとする、「人間の尊厳」概念に内在する道徳的問題を検討することなく前提してしまう。また、「人間の尊厳」が持つ、実定法に還元不可能で、人権をも基礎づける道徳的問題の内実から検討を始めようとする、憲法に則って構想される学校教育の科目の基盤自体を再検討することにいたってしまうのである。本稿では、本科目の設置に関わって積極的な取組を行った日本学術会議の提言をもとに、この問題に対する応答の在り方について検討を試みた。両提言にあっては「人間の尊厳」への直接的言及はないものの、多様化する「公共」空間において、「公共」的問題が政治性を持っていることを明確に指摘した上で、利害や価値観の対立を含む個別の論争的問題へと主体的に参加する姿勢とそれに付随する批判的・懐疑的態度を育むことが重視されていることが共通点として認められた。こうした資質・能力の育成は「人間の尊厳」を支える基盤を現代の文脈において再検討することにも接続するものといえる。その一方で、具体的な実践について論じるにあたっては、学習指導要領の改訂に伴って編集された検定教科書における「人間の尊厳」の取り扱いについても検討を進める必要がある。このことについては他日を期したい。

参考文献

- 芦部信喜 (1994) 『憲法学Ⅱ—人権総論—』有斐閣。
- 石田安実 (2016) 『『尊厳』は役に立たないか：多元的社会のための『尊厳』概念—英語圏の議論を中心に—』『医学哲学 医学倫理』第34巻、32-42頁。
- 板倉栄一郎 (2021) 「新設科目『公共』と高等学校における道徳教育—『世間論』から考える—」『北陸大学紀要』第51号、37-49頁。
- 市川須美子 (2021) 「前文」『コンメンタール教育基本法』日本教育法学会編、学陽書房、2-21頁。
- 一ノ瀬正樹 (2019) 「高校新科目『公共』についての哲学的覚え書き」『思想』第1139巻、岩波

- 書店、139-164 頁。
- 押久保倫夫 (1992) 『『個人の尊重』の意義—ドイツにおける『人間像』論を検討して—』時岡弘先生古稀記念論文集刊行会編『人権と憲法裁判—時岡弘先生古稀記念—』成文堂、33-73 頁。
- 押久保倫夫 (2011) 「第 13 条〔個人の尊重と、幸福追求権・公共の福祉〕」『新基本法コンメンタール—憲法—』芹沢斉・市川正人・坂口正二郎編、日本評論社、97-110 頁。
- 外務省、世界人権宣言 (仮訳文)、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html、(最終アクセス 2023 年 11 月 9 日)。
- 加藤泰史 (2019) 「公共と尊厳—一つの見取り図—」『思想』第 1139 巻、岩波書店、7-28 頁。
- 加藤泰史 (2017) 「尊厳概念史の再構築に向けて—現代の論争からカントの尊厳概念を読み直す—」『思想』第 1114 巻、岩波書店、8-33 頁。
- 川井悠一郎 (2020) 「新設科目『公共』における主体形成と道德教育—『現代社会』と『公共』の比較から課題を探る—」『社会論集』第 26 号、1-26 頁。
- 桑原敏典 (2022) 「高等学校公民科『公共』新設の意義と実践上の課題」『社会認識教育学研究』第 37 巻、1-10 頁。
- 国際連合広報センター、国連憲章テキスト、https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/、(最終アクセス 2023 年 11 月 9 日)。
- 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く—18 歳選挙権の時代を見すえて—』勁草書房。
- 齋藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店。
- 杉原誠四郎 (2011) 『新教育基本法の意義と本質』自由社。
- 田口精一 (1960) 「ボン基本法における人間の尊厳について」『法学研究』第 33 巻、12 号、167-201 頁。
- 中央教育審議会 (2014) 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～ (答申)」、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf、(最終アクセス 2023 年 11 月 14 日)。
- 中央教育審議会 (2015) 「平成 27 年 12 月 7 日教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ—資料 8-1—」、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/071/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/12/14/1365200_1_8_1_1.pdf、(最終アクセス 2023 年 11 月 14 日)。
- 土井真一 (2017) 「§13【個人の尊重・生命、自由及び幸福追求に対する権利・公共の福祉】」『注釈日本国憲法 (2) —国民の権利及び義務 (1) §10～24—』長谷部恭男編、有斐閣、63-160 頁。
- 堂園俊彦 (2018) 『『個人の尊重』と『人間の尊厳』』『哲学誌』第 60 巻、35-61 頁。
- 中園長新 (2022) 「高等学校『公共』の教科書における情報社会の扱い」『情報処理学会研究報告』CE 第 166 巻、9 号、1-8 頁。
- 中村博雄 (2008) 『カント批判哲学による「個人の尊重」(日本国憲法 13 条)と「平和主義」(前文)の形而上学的基礎づけ』成文堂。
- 長町裕司・永井敦子・高山貞美編 (2011) 『人間の尊厳を問い直す』上智大学出版。
- 西野基継 (2021) 『尊厳概念の生成と構造』晃洋書房。
- 西野基継 (2016) 『人間の尊厳と人間の生命』成文堂。

- 日本学術会議「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言—」、
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t239-2.pdf>、(最終アクセス2023年11月15日)。
- 日本学術会議「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—」、
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t228-3.pdf>、(最終アクセス2023年11月15日)。
- 丹羽徹 (2015)「第2条(教育の目標)」『新基本法コンメンタール—教育関係法—』荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編、日本評論社、11-14頁。
- 棚島次郎 (2018)「生殖補助医療の倫理と法の動向」、<https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/member/kiso/d02.pdf>、(最終アクセス2023年11月9日)。
- 畑博行・小森田秋夫編 (2018)『世界の憲法集』第5版、有信堂。
- ハーバマス、ユルゲン (2019)「人間の尊厳というコンセプトおよび人権という現実的ユートピア」『ヨーロッパ憲法論』法政大学出版局、9-52頁。
- 藤井基貴 (2023)「高校公民科『公共』における哲学対話(P4C)の可能性—教科書分析を中心に—」『静岡大学教育実践総合センター紀要』第33巻、144-151頁。
- 牧野広義 (2022)『人間の尊厳と個人の尊重』学習の友社。
- 宮沢俊義 (1974)『憲法Ⅱ〔新版〕—基本的人権—』有斐閣。
- 村井大介・磯山恭子・田中一裕・北風公基・品川勝俊・胤森裕暢・太田正行・堀田諭・岩井省一・桑原敏典 (2021)「高等学校公民科『公共』を教師はどのように捉えているか—インタビュー調査から明らかにした新科目への期待と懸念—」『静岡大学教育実践総合センター紀要』第31巻、107-116頁。
- 村井大介 (2019)「公民科の科目編成の変遷から捉えた新科目「公共」の特徴—学習指導要領の計量テキスト分析を通して—」『静岡大学教育実践総合センター紀要』第29巻、72-79頁。
- 村上純一 (2021)「新科目『公共』の公共性に関する—考察(1)——学習指導要領と中教審答申の考察を中心に—」『人間学研究』第43巻、81-90頁。
- ヨンパルト、ホセ (1990)『人間の尊厳と国家の権力—その思想と現実、理論と歴史—』成文堂。
- ローゼン、マイケル (2021)内尾太一・峯陽一訳『尊厳—その歴史と意味—』岩波書店。
- Deitelhoff, Nicole, Forst, Rainer, Günther, Klaus, Habermas, Jürgen (2023) “Principles of Solidarity. A Statement,” <https://www.normativeorders.net/2023/grundsätze-der-solidarität/>, (Date Accessed, November 19, 2023).
- Habermas, Jürgen (2010) “Das Konzept der Menschenwürde und die realistische Utopie der Menschenrechte,” *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, Vol. 58, No. 3, 343-357.
- Qualifications and Curriculum Authority (1998) *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools*, Final Report of the Advisory Group on Citizenship (“The Crick Report”), <https://dera.ioe.ac.uk/id/eprint/4385/1/crickreport1998.pdf>, (Date Accessed: November 17th, 2023).

謝辞

本論文の執筆に当たっては栗島智明准教授(埼玉大学)よりご助言をいただいた。記して感謝申し上げたい。本研究は、学術変革領域研究(A)「尊厳の理念の学校カリキュラムへの導入を通じた社会実装の探究」(23H04858)の助成を受けたものである。